

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：杵築市長、杵築市議会議長、杵築市代表監査委員、杵築市選挙管理委員会
杵築市農業委員会、杵築市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.7	%
全職員	61.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	101	%
本庁課長補佐相当職	95.8	%
本庁係長相当職	92.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	90.4	%
31～35年	93.2	%
26～30年	94.1	%
21～25年	92.5	%
16～20年	94	%
11～15年	79.7	%
6～10年	81.2	%
1～5年	97.8	%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員のうち、世帯主や住居の契約者となっている男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、全体のうち男性に支給している金額の割合は、扶養手当で74.6%、住居手当で90.3%となっている。

・任期の定めのない常勤職員のうち、時間外勤務手当の総額のうち男性に支給している金額の割合は、76.6%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。